

令和 9 年度コミュニティ助成事業

留意事項

（一財）自治総合センター

令和 9 年度コミュニティ助成事業留意事項

コミュニティ助成事業の申請については、令和 9 年度コミュニティ助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）とともに、次の事項に留意してください。

第 1 助成事業（要綱第 2 関係）

1. 各事業の留意点（要綱第 2 の 1 関係）

（1）要綱第 2 の 1（1）～（3）の各事業で整備する施設又は、設備等は、コミュニティ組織、自主防災組織、消防団、女性防火クラブ、幼年消防クラブ、女性消防隊、幼年消防クラブが維持管理できるものとします。

（2）要綱第 2 の 1（1）、（3）の事業区分ア及びイ、（4）のアの事業では、建築物（建築基準法に定めるもの）は対象外ですが、基礎工事の伴わない簡易な倉庫・収納庫は対象（（4）のアの事業を除く）となります。（建築主事による建築基準法上の建築物に該当しない旨の証明書の提出が必要となる場合があります。）

（3）要綱第 2 の 1（1）、（2）、（3）の事業区分ア及びイの事業は、別紙 1（参考①）も参照してください。

（4）コミュニティセンター助成事業について

① 対象建物全体をコミュニティセンターとしての用途で使用するもので、主に新築を対象とします。（地方自治法第 260 条の 2 に定める認可地縁団体名義での、建物の所有権保存登記が必要。）

② 各都道府県において上限 3 件の申請とします。ただし、申請件数は 1 助成対象団体（市区町村）あたり 1 件としてください。また、対象となる事業費の 5 分の 3 以内の助成であることから、建設の決定に対する住民の総意、土地や財源の確保等において懸念がなく、助成決定後の事業実施が確実なものに限ります。

（5）地域防災組織育成助成事業について

~~① 事業区分イにおける「消防団」は、消防組織法に定めるものとします。~~

~~② 事業区分ウ及びエで整備する資器材については、別紙 1（参考②）を参照してください。~~

~~③ 事業区分オにおける「女性消防隊」は、自主防災組織に属する女性消防隊（女性~~

~~消防団は含まれません)とします。~~

~~④ 事業区分カにおける「少年消防クラブ」は、地域において消防防災を中心に交流を深め、将来の地域を支える人づくりを進める少年消防クラブとします。~~

~~⑤ 事業区分オ及びカで整備する資機材については、別紙1(参考③)を参照してください。~~

~~(6) 地域づくり助成事業について~~

~~① 事業区分アは、ハード事業についてはユニバーサルデザインに配慮した設備等の整備、ソフト事業については子ども・女性・高齢者・障がい者などにやさしいまちづくりを進めるための取り組みが対象となります。(別紙1(参考④)を参照してください。)~~

~~ただし、自治総合センターが実施している他の事業と重複するものは対象外となります。~~

~~② 事業区分イについて、対象となる事業等は別紙1(参考⑤)を参照してください。地域資源活用及び広域連携推進における「実行委員会」は、商店街振興組合法により設立した商店街振興組合又は商店街振興組合連合会、中小企業等協同組合法により設立した中小企業等協同組合、商工会議所法により設立した商工会議所、商工会法により設立した商工会、事業を実施する助成対象団体のいずれかが構成員に含まれている組織とします。したがって、上記法律に基づかない商店街等のみが実施主体となる事業は対象外ですので、留意してください。~~

~~「助成対象団体が助成を行う場合」とは、補助金、助成金、負担金を支出する場合をいいます。なお、委託料の支出については、助成対象団体が直接事業を行うものとして取り扱います。~~

~~また、広域連携推進における「広域的な連携を目的として実施するソフト事業」とは、他の助成対象団体との共催や後援が具体的に取付けられている場合をいいます。~~

~~(7) 地域の芸術環境づくり助成事業は、以下の要件をすべて満たすものとします。(別紙1(参考⑥)を参照してください。)~~

~~① 自主性~~

~~事業実施主体が、自ら主体的に企画し、実施するものであること。~~

~~② 地域交流~~

~~公演、展覧会とは別に、アーティスト等による学校や福祉施設等でのアウトリーチ、公募型ワークショップなどの「地域交流プログラム」を実施するものであること。~~

~~③ 地域性~~

~~地域の文化資源等の活用など、当該地域において実施する必然性が認められるものであること。~~

~~④ 新規性~~

~~事業実施主体が、申請に際して新たに企画し、実施するものであること。~~

~~⑤ 会場~~

~~公演、展覧会は、原則として、助成申請をする市（区）町村の区域に所在する公立文化施設を会場とするものであること。~~

~~⑥ 入場料~~

~~公演、展覧会等の開催に際しては、適正な額の入場料、参加料等を必ず徴収すること。~~

(8) 各事業を実施するにあたり、次の場合は対象外となります。

- ① 助成対象団体の補助事業（単なる資金供与だけのもの）を実施するための財源の一部又は全部に助成金を充当するもの。
- ② 複数年度にまたがった事業、毎年繰り返し実施されている事業、従来から実施しているものの財源の組替えや参加者負担等の軽減を主とする事業。ただし、既存事業にあっても大幅な内容変更がある場合については対象となります。
- ③ 自治総合センターが実施している文化公演事業及び野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するもの。
- ④ 次のものを含む事業。

- ・土地の整備（取得、造成を含む）。
- ・既存施設、中古品の購入。
- ・既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去。

ただし、一般コミュニティ助成事業における地域の祭りに関する備品の修理・修繕及び地域づくり助成事業のうち事業区分アにおけるバリアフリー化工事に係る修理・修繕は助成対象となります。

- ・車両（乗用式のトラクター・除雪機・草刈り機等も含む）。

なお、地域づくり助成事業のうち事業区分アで対象となる車両は別紙1（参考④）を参照してください。

- ・娯楽性の高い備品、営利を目的とした設備等。
 - ・銃・刀剣類。
 - ・住民個人宅に設置されるもの。
 - ・宗教に関する施設及び設備等の整備。
- ⑤ 土地を要する事業を実施する場合（コミュニティセンター建築の他、広場の遊具整備やベンチの設置等）で、次に該当するもの。
 - ・登記簿謄本の権利部（乙区）に抵当権等の権利関係が付着しているもの（含む抹

消登記未済)。なお、事業実施後に抵当権等が付着することが無いようにしてください。

- ・相続手続き未済のもの。
- ・所有者全員の承諾書等が得られないもの。

⑥ ソフト事業（地域づくり助成事業のうち事業区分イは除く）において、補助金や事業の全部が外部委託となる事業（事業実施主体の関与が低い事業で、事業計画・収支予算書の内容からそれと判断される場合も含む）。

2. 助成事業の要件（要綱第2の2関係）

（1）助成事業の財源は、宝くじの受託事業収入によるものであり、国内で実施する事業で、宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるものであること。

（2）公共性を有し、地域社会の健全な発展を図るとともに、他の団体の模範となるものであること。また、法令（道路法、屋外広告物法、不動産登記法等）に抵触する場合は対象外。

（3）国からの助成を受けないものであること。

（4）事業の完了は、設備等の納品日若しくは検収日、コミュニティセンター助成事業における保存登記完了日、ソフト事業における実施内容の全てが終了した日とします。

（5）備品、消耗品は、助成対象団体の規則等で定めるものとなります。なお、使用回数に制限のあるもの、又は使用期間に定めのあるものは消耗品となります。

第2 助成対象団体（要綱第3関係）

1. 地域づくり助成事業のうち事業区分イにおいて、複数の助成対象団体が共同で実施する事業で、それぞれの助成対象団体が事業費を予算計上している場合については、一つの助成対象団体が代表して助成対象額の100%を上限に、一括して助成申請できるものとします。

2. 地域づくり助成事業のうち事業区分イの申請件数については、事業にかかわらず、1助成対象団体あたり1件としてください。また、都道府県からの申請件数は2件までとしてください。

第3 助成事業の実施主体（要綱第4 関係）

1. 次に掲げる用語の定義は、以下のとおりです。

（1）事業実施主体

コミュニティ助成事業を、自ら主体的に企画し、実施する団体及び市（区）町村。

（2）コミュニティ組織

自治会、町内会、自主防災組織等の地域に密着して活動する団体。地域に密着した団体であっても、特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会等は除きます。

また、宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第3セクター、その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は除きます。

（3）自主防災組織

災害対策基本法第2条の2第2項に定める、地域住民による自発的な防災組織又はその連合体。

~~（4）地域の芸術環境づくり助成事業における事業実施主体のうち、次のもの。~~

~~① 指定管理者~~

~~地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者として指定を受け、市（区）町村、広域連合、一部事務組合が設置した、公の施設の管理を行う団体。~~

~~② 特定公益法人~~

~~市（区）町村、広域連合、一部事務組合が、地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設立した、「公益法人制度改革三法※」による特例民法法人、公益財団法人等（指定管理者を除く）のうち、当該市（区）町村、広域連合、一部事務組合が、資本金、基本金その他これらに準ずるものを、2分の1以上出資している法人で、自治総合センターが、特に認めたもの。~~

~~※「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」~~

~~③ 実行委員会~~

~~市（区）町村、指定管理者、特定公益法人が、企画、運営について相当の責任を負う実行委員会。~~

2. 事業実施主体が市（区）町村以外となる場合は、次の要件を満たす団体とします。

（1）申請時点で、設立されていること。

(2) 規約が提出できること。

(3) 令和 8 年度の事業計画及び予算書が提出できること。

3. 要綱第 2 の 1 (1)、(2)、(3) アの事業実施主体は主に、市(区)町村における自治会、町内会、自主防災組織等のコミュニティ組織とします。ただし、単一の団体による申請では、要綱第 5 に規定する助成金の下限額に満たないため、複数の団体の要望をとりまとめて申請する等、合理的な理由があり、コミュニティ活動の支援に直結する事業となる場合に限り、市(区)町村が事業実施主体となることを可能とします。

第 4 助成金額(要綱第 5 関係)

~~1. 地域の芸術環境づくり助成事業の助成額の算定方法は以下の通りとします。~~

~~(1) 助成額は、助成上限額と次の算式により算出された額とを比較して、少ない額を基本とします。~~

$$\text{【助成額} = (\text{助成対象事業経費} - \text{入場料等収入}) \times 2 / 3 \text{】}$$

~~(2) 助成対象事業経費は、事業実施主体が支出する、別紙 1 (参考⑥) に掲げる助成対象事業に係る直接経費をいいます。ただし、事業実施主体が実行委員会の場合は、当該直接経費の財源として市(区)町村が負担する額とします。~~

~~(3) 入場料等収入は、入場料・参加料収入及び有料頒布する図録・パンフレット等の販売収入をいいます。なお、申請時に公演の入場料収入を算定するに当たっては、有料入場率を、設定席数(複数公演の場合には延席数)の 65%とし、展覧会等の場合は、類似する事業の実績等を参考に算出してください。~~

~~(4) 事業実施主体が実行委員会で、入場料等収入が当該実行委員会に帰属する場合は、助成対象事業経費(市(区)町村が負担する額)から当該入場料収入等を控除します。~~

~~(5) 事業実施主体が指定管理者で、利用料金制度を採用していない場合は、助成対象事業経費から市(区)町村に帰属する入場料等収入を控除した額とします。(例えば美術館の場合で入場料金を徴するが、その収入が指定管理者の収入とならない場合。)~~

2. 事業の内容に変更があった場合でも、助成額は当初の助成決定額の範囲内とします。

第5 助成対象経費（要綱第6 関係）

1. 要綱第6 の2（1）に記載されている、既存の施設又は設備等の修理、修繕にかかる費用のうち、一般コミュニティ助成事業における地域の祭りに関する備品、地域づくり助成事業のうち事業区分アにおけるバリアフリー化工事に要する経費は助成対象となります。
2. 要綱第6 の2（2）に記載されている、ソフト事業における食糧費のうち、事業目的と深く関わりがあり、目的を達成する上で必要不可欠であると判断される経費は助成対象となります。

第6 宝くじの社会貢献広報（要綱第7 関係）

1. 宝くじ社会貢献広報事業を告知するデザインは、当財団ホームページの「宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠して下さい。表示についてはカラーで行い、モノクロでの表示は不可とします。ただし、単色刷りの広報誌・チラシなどの場合はモノクロ表示を可とします。
2. 広報表示については広報効果が最大限発揮できるよう、表示箇所について特段のご配慮をお願いいたします。（広報表示にかかる経費は、助成対象経費に含みます。）なお、実績報告の際に宝くじの社会貢献広報が確認できない場合は、助成の要件を満たさなくなるので、留意してください。
 - （1）コミュニティセンター助成事業においては、建物入り口等の場所にプレートを設置してください。
 - （2）ソフト事業については、事業実施会場及び事業実施に際して作成するチラシ、ポスター、プログラム、チケット、看板、新聞等広告、図録、報告書等成果物に表示を行ってください。ただし、チケット、新聞、雑誌で原稿掲載欄に限界がある場合は、「宝くじの助成金で実施する」旨を表記してください。
3. 広報誌等に事業の紹介記事を掲載する際は、「宝くじの助成金で整備した」もしくは「宝くじの助成金で実施する」旨の文章としてください。その際、事業の様子を撮影した写真を挿入するなど、広報効果が最大限に発揮できるようご配慮願います。
4. 宝くじの社会貢献広報の仕方については、別紙2を参照してください。

~~第7 助成の申請手続き（要綱第8関係）~~

~~1. 所管の都道府県知事の副申のあるものとします。~~

~~2. 都道府県知事は、副申書（別記様式第2号）に事業の必要性と優先順位を明記してください。優先順位外の順位の記載は必要ありません。（要綱第2の1（3）イ・ウ・エは除く）~~

~~3. 申請書はA4たてサイズとし、説明資料等も原則としてA4たてサイズまたはA3よこサイズとしてください。~~

~~4. 申請概要一覧表（別記様式第2号の2）は電子メールにより提出してください。~~

~~5. その他申請手続きに係る留意事項、注意点については「必要書類一覧表」等を参照してください。~~

第8 事業内容の変更（要綱第10関係）

1. 事業の内容に変更がある場合は、必ず事前に自治総合センター担当者にご連絡いただき、協議のうえ承認を受けてください。事業が完了した後、実績報告の段階で、助成決定内容と実際の事業内容に相違が生じている場合は、その決定内容を取り消し、助成金が交付されないことがあります。

2. 変更申請書（別記様式第4号）が必要な場合

次に掲げる変更については、変更申請書を提出し承認を受けてください。なお、変更によって助成の要件を満たさなくなった場合は、助成を取り消すことがあります。

（1）事業に要する予算のうち、助成金に係る予算を変更しようとするとき。

- ① 助成決定額に影響のある変更。
- ② やむを得ない入場料等の変更。

（2）事業の内容を変更しようとするとき。

- ① 事業実施主体の変更。
- ② 地域の芸術環境づくり助成事業における、公演・展覧会実施会場の変更。
- ③ その他、事業内容が大幅に変更される場合。

(3) 事業を中止、または廃止しようとするとき。

3. 軽微な変更の報告

生産中止に伴う品番変更や更新、変更が軽微と認められるものについては、事前協議のみで変更申請は不要となります。また、軽微な変更のうち、助成対象団体や事業実施主体の代表者の変更及び人事異動等によるその他関係者の変更については、報告を不要とします。

4. その他変更申請手続きに係る留意事項、注意点については「必要書類一覧表」を参照してください。

第9 実績報告書の提出について（要綱第11関係）

1. 実績報告書の提出は事業完了後2カ月以内、且つ令和10年4月7日まで（自治総合センター必着）とします。提出にあたっては、「必要書類一覧表」を参照いただき、必要書類が完備出来次第、すみやかにご提出ください。万が一提出期限までに必要書類が完備しない場合や期限までにご提出いただけない場合は、必ず事前に自治総合センター担当者にご連絡いただき、遅延の事由についてご説明をお願いします。なお、提出期限を過ぎた場合は、助成を取り消すことがあります。
2. その他実績報告書の提出に係る留意事項、注意点については「必要書類一覧表」等を参照してください。

第10 助成金の交付先（要綱第11関係）

助成金は、助成対象団体の口座（市（区）町村、広域連合、一部事務組合の会計管理者）に振り込むものとし、その他の口座への振り込みはできません。

第11 その他

過去に助成を受けた施設や設備等の処分については、助成対象団体の規則等の定めによって行ってください。

別紙 1 (参考①)

< 1. 一般コミュニティ助成事業 >

対象となる団体	対象とならない団体
	・市（区）町村全域や市外を対象とするイベントのために組織された団体 ・商業振興を目的とした活動を行っている団体（商工会等）
対象となるもの	対象とならないもの
・建築物に該当しない東屋等（自治体の建築主事等の証明書を添付すること） ・基礎工事（アンカー工事を含む）の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等（同時に整備する備品を保管する目的に限る）	・観光目的や教育（学校）行事目的に整備するもの ・個人の利用に留まるもの ・各戸へ配布するもの ・広場の砂場や遊歩道等の整備 ・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等） ・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品（太鼓、提灯、幟、法被等） ・防災目的の備品 ・地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等） ・自転車 ・動力の付いた屋台、山車等 ・車両に搭載する目的の備品（無線機等） ・防犯カメラ ・水車 ・PCアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする） ・ホテル等の育成に関する設備、備品 ・一般調理器具（食器、包丁、箸等） ・医薬品 ・照明器具等のうち、電球のみの整備 ・銃・刀剣類（模造品含む） ・電力申請費等の申請に要する費用

< 2. コミュニティセンター助成事業 >

対象となるもの	対象とならないもの
	・既存建物の増築・改修
対象となる経費	対象とならない経費
・建物登記費用 ・設計監理料	

< 3. 地域防災組織育成助成事業（区分ア・イ） >

対象となるもの	対象とならないもの
・基礎工事（アンカー工事を含む）の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等（同時に整備する備品を保管する目的に限る）	・使用期限が決まっている備蓄品（食料品等） ・数回の利用で費消される備蓄品 ・消火器（訓練用消火器を除く） ・避難道等の整備 ・車両に搭載する目的の備品（無線機等） ・救急セット

宝くじの社会貢献広報の仕方（令和 9 年度）

1. 市（区）町村の広報誌等への掲載

（1）次のいずれかとしてください。

①市（区）町村の広報誌への掲載（原則）

②市（区）町村のホームページへの掲載（①が困難な場合、申請時に協議が必要）

- ・トップページにクーちゃんのバナーを表示し、宝くじの社会貢献広報掲載のページへリンク
- ・掲載期間は 3 か月以上

（2）申請時より、掲載方法を変更する場合は、**必ず事前に**自治総合センターの担当者へご相談ください。

（3）掲載する記事は、「宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業」の紹介と「宝くじの助成金で整備した」「宝くじの助成金で実施した」旨の表現は必ず記載してください。

2. 購入備品、設備への広報表示

（1）「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠してください。

（2）整備した設備・備品（付属品・部品を含む）の全てに広報表示を行ってください。広報表示の出来ない設備、備品は助成対象外となります。

（3）広報効果が発揮できるように、備品の使用時に視認可能な場所（高さ）、大きさで表示してください。（備品の大きさに対し、極端に小さい表示は不可とします。）

（4）広報表示については、固定プレートによる表示、ペイント・印刷による表示、布製ステッカーの縫い付け表示（布生地への表示に限る）を原則とします。（特に屋外に設置する備品・設備については、固定プレートによる表示、ペイントによる表示を行ってください。）ただし、備品の内容、素材によって、上記の表示を行うことで、備品の使用に支障をきたす場合は、シールでの貼り付けも可とします。

（5）表示は剥離の懸念のないようにしてください。表示部分の全面が固定化・接着されていない場合や、接着が不十分と認められる場合は、不可とします。

(6) 広報表示の参考例

- ・法被等の衣装類：衣装それぞれ（衣装の上下、帯、その他付属品を含む）の表地（裏地は不可）に縫い付けによる広報表示を行う。
- ・テント：各部品への広報表示のほか、天幕に遠目からでもわかる大きさに広報表示を行う。
- ・カーテン：本体のほか、壁の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。
- ・天井に設置する照明器具や空調機器、音響機器：本体のほか、壁（スイッチやリモコン部分等）の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。
- ・防犯灯や屋外放送設備：本体のほか、柱・ポールの人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う（もしくは看板による広報表示を行う）。
- ・広場の遊具等の整備：整備する遊具等の設備本体のほか、広場の入り口等に看板等で広報表示を行う。
- ・組み立て式ステージ等：それぞれの備品（部品）のほか、看板やプレート等で広報表示を行う。
- ・福祉車両等（地域づくり助成事業のうち事業区分ア）：車両ボディーにペイントで広報表示を行う。
- ・バリアフリー化工事（地域づくり助成事業のうち事業区分ア）：改修箇所の壁や入口に固定プレートで広報表示を行う。

(7) 写真については、次の項目を充足するようにしてください。

- ① 整備した設備・備品の全体が確認できる。（設備・備品名と写真が一致するようにしてください）
- ② 整備した設備・備品の数量とそれぞれの広報表示場所が確認できる。
- ③ 広報表示のデザインが確認できる。

3. コミュニティセンターへの広報表示

- (1) 以下の仕様に基づき、それぞれの事業実施主体で作成したプレートを、建物入り口等の視認可能な場所（高さ）に表示してください。

- (2) プレートの仕様は次のとおりです。

アクリル製：縦 210 mm×横 297 mm×厚さ 3 mm（A4 サイズ、四隅をビス留め）